

会長、副会長、理事長の選出方法に関する内規

1. 会則第11条第1項に規定する会長、副会長、理事長の選出を円滑に遂行するために本内規を定める。
2. 会長は、次期理事候補者を被選挙人とし、次期理事の投票による互選とする。
有効得票数の過半数の票を得た者を会長とする。過半数を得た者がいないときは、上位得票者2名について決選投票を行い多数を得た者を会長とする。なお、決選投票で得票数が同じである時は、本会在籍期間の長い者を候補者とする。
3. 副会長は、会長が次期理事候補者の中から2名以内を選考する。
4. 理事長は、次期理事候補者を被選挙人とし、次期理事の投票による互選とする。
有効得票数の過半数の票を得たものを理事長とする。過半数を得た者がいない時は、上位得票者2名について決選投票を行い、多数を得た者を理事長とする。なお、決選投票で得票数が同じである時は、本会在籍期間の長い者を選任する。
5. 会長、副会長の選定は、会則第15条(1)に基づき、総会において審議決定する。
6. この内規は、理事会の決議により改正することができる。

付則 この内規は、平成19年3月16日より適用する。

この内規は、平成31年3月18日より適用する。

この内規は、令和6（2024）年8月31日より適用する。

この内規は、令和8（2026）年1月24日より適用する。